平成２７年（フ）第３２号
大分県国東市安岐町下原2704番地　市営川原住宅223号
債務者　安部　佳則
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月13日午前11時30分
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２７年（フ）第３９８号
栃木県宇都宮市越戸３丁目９番７号　ビラリサ101、前住所栃木県宇都宮市川田町880番地４　グランマルシェ405
債務者　早坂美由希（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成27年11月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第９５７３号
東京都中野区中央２丁目57－７　わかば荘Ｂ－13
債務者　青木　　淳
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９５８４号
東京都品川区大井４丁目10－９－109
債務者　滿木　沢美
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９６３５号
東京都杉並区井草２丁目18－14
債務者　中里　一郎
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９６３８号
東京都北区神谷３丁目13－５－202
債務者　長島　　豊
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９６３９号
東京都板橋区高島平７丁目49－６－407
債務者　宮川　昌士
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９６４０号
東京都板橋区前野町３丁目31－13　ウォールマリア前野町３Ｆ５
債務者　穴沢江喜雄
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９６６０号
東京都足立区西新井５丁目41－20－101
債務者　南雲　　茂
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９６６３号
東京都足立区一ツ家３丁目11－15－402
債務者　神田　拓馬
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９６６５号
東京都練馬区石神井町７丁目３－19－102
債務者　池田　大輔
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９６７１号
東京都青梅市大門１丁目781－１－103
債務者　横瀬　友哉
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９６７３号
東京都足立区保塚町17－19－205
債務者　伊藤　リカ（旧姓矢島）
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９６７４号
東京都豊島区西巣鴨４丁目24－11－101
債務者　本田　武文
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９６７６号
茨城県守谷市百合ケ丘１丁目2354－206
債務者　鈴木　友紀（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９６７７号
東京都練馬区中村２丁目13－９－301
債務者　原　由理絵
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部